

## 新見市社会福祉協議会イメージキャラクター使用取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人新見市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）のイメージキャラクター「ピオーラちゃん」（以下、「キャラクター」という。）を使用する場合の取り扱いについて、必要な事項を定める。

### (デザイン)

第2条 キャラクターのデザインは、別図のとおりとする。

### (キャラクターに関する権利)

第3条 キャラクターに関する一切の権利は、本会に帰属する。

### (使用)

第4条 キャラクターの使用について、本会の広報、啓発及び地域福祉の推進に寄与するものと認められる場合は、本会会長（以下、「会長」という。）はキャラクターの使用を承認する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクターの使用を禁止する。

- (1) 本会の信用及び品位を傷付けるとき、又は傷付けるおそれがあるとき。
- (2) 法令、公序良俗に反するとき、又は反するおそれがあるとき。
- (3) 営利のみを目的に、商品価値の主たる部分が本件キャラクターと判断されるようなキャラクターグッズを販売するとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与える、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) その他会長がキャラクターの使用について不適當と認めるとき。

### (使用申請)

第5条 キャラクターを使用しようとする者（以下、「使用予定者」という。）は、あらかじめ新見市社会福祉協議会イメージキャラクター使用許可申請書（様式第1号）を提出し、会長の許可を受けなければならない。ただし、会長が認めた場合はこの手続きを省略することができる。

### (使用の許可)

第6条 会長は、前条の規定による許可をしたときは、新見市社会福祉協議会イメージキャラクター使用許可書（様式第2号）を使用者に交付するものとする。

### (使用条件)

第7条 使用者は、キャラクターを使用するにあたり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された目的又は用途にのみ使用し、本会の指示する使用条件に従うこと。
- (2) 無断で第三者に貸与又は譲渡しないこと。
- (3) キャラクターのイメージを損なわないこと
- (4) 定められた形、色等の企画に沿って正しく使用し、デザイン等の改良はしないこと。ただし、会

長が認めた場合はこの限りではない。

(5) キャラクターが新見市社会福祉協議会のものであることが分かるように、使用する物品等に本会の名称を付記すること。

(6) 当該使用に係る物品の完成見本を速やかに本会に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(使用の変更許可等)

第8条 使用者が許可された内容を変更しようとするときは、あらかじめ新見市社会福祉協議会イメージキャラクター使用変更申請書(様式3)を提出し、会長の許可を受けなければならない。

(使用料)

第9条 キャラクターの使用料は、これを無償とする。

(承認の取り消し)

第10条 会長はこの使用がこの要綱及び承認の内容に違反していると認められるときは、承認を取り消す事ができる。

(賠償責任)

第11条 キャラクターの使用に伴う事故の一切の責任は、使用者が負うものとし、損害を与えた場合は、使用者がその損害を賠償しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年 9月 1日から施行する。

別図（第2条関係）

使用できるイラスト

 <p>©新見市社会福祉協議会</p> <p>オリジナルポーズ</p>	 <p>©新見市社会福祉協議会</p> <p>笑顔</p>	 <p>©新見市社会福祉協議会</p> <p>お辞儀</p>
 <p>©新見市社会福祉協議会</p> <p>喜ぶ 1</p>	 <p>©新見市社会福祉協議会</p> <p>喜ぶ 2</p>	 <p>©新見市社会福祉協議会</p> <p>喜ぶ 3</p>
 <p>©新見市社会福祉協議会</p> <p>案内_右</p>	 <p>©新見市社会福祉協議会</p> <p>案内_左</p>	 <p>©新見市社会福祉協議会</p> <p>疑問</p>
 <p>©新見市社会福祉協議会</p> <p>くつろぐ 1</p>	 <p>©新見市社会福祉協議会</p> <p>くつろぐ 2</p>	 <p>©新見市社会福祉協議会</p> <p>走る 1</p>
 <p>©新見市社会福祉協議会</p> <p>走る 2</p>		